様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　お客様番号

相馬地方広域水道企業団

企業長

**給水停止通知書**

　下記の未納水道料金については、給水停止予告通知書により納入いただくよう通知しましたが、期日までに納入がないので、相馬地方広域水道企業団給水条例（以下「条例」という。）第４１条第１項の規定により給水を停止しました。

記

１　未納水道料金　　　　　　　　　　　円　（　　年　　月まで）

２　使用場所

３　給水停止日　　年　　月　　日（　）

４　解除方法　　本状をご持参の上、平日の午前８時３０分から午後５時までに

相馬地方広域水道企業団で上記料金を納入ください。

　　　　　　　　　　担当　業務課料金係　電話

（注意）

・給水の停止によりお客様に損害が生じても、相馬地方広域水道企業団は一切その責任を負いま

せん。

・上記料金全額を納入いただくまで停水解除できません。

・無断使用をした場合は、条例第４３条の規定に基づき、１万円以下の過料が科せられます。